

南九州市新庁舎建設庁内検討委員会設置規程

(設置)

第1条 南九州市が新たに建設する庁舎の建設に関し、必要な事項を調査検討するため、南九州市新庁舎建設庁内検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の事項を所掌する。

- (1) 新庁舎建設基本構想及び基本計画策定に関すること。
- (2) その他新庁舎建設に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、副市長をもって充てる。
- 3 委員は、別表第1に掲げる者をもって充てる。
- 4 委員長及び委員は、現にその職にある者について任命されたものとし、辞令を交付しない。

(職務)

第4条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

- 2 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員がその職務を代理する。その順序は、別表第1に定める委員の順序とする。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が必要に応じて招集する。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。
- 3 委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 委員長は、必要に応じて各課等に対し関係資料の提出を求めると及び委員以外の者に意見を求めることができる。

(作業部会)

第6条 委員会に、第2条に掲げる所掌事項に関し、資料収集、分析その他必要な協議を行うため、作業部会を置く。

- 2 作業部会の部会長は、別表第2に掲げる各部会に属する課等の係長のうちから委員長が指名する。
- 3 部員は、別表第2に掲げる各部会に属する課等の主査以上の職員のうちから、課等の長が指名する。

4 前条各項の規定は，作業部会において準用する。この場合において，「委員会」とあるのは「作業部会」と，「委員長」とあるのは「部会長」と，「委員」とあるのは「部員」と読み替えるものとする。

(報告)

第7条 委員長は，会議の終了後，遅滞なく結果を市長に報告しなければならない。

2 部会長は，作業部会の会議の終了後，遅滞なく結果を委員長に報告しなければならない。

(任期)

第8条 委員及び部員の任期は，新庁舎の建設が完了するまでとする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は，新庁舎建設推進課において処理する。

2 作業部会の庶務は，各作業部会において部会長が選任した部員において処理する。

(委任)

第10条 この訓令に定めるもののほか，委員会の運営に関し必要な事項は，委員長が別に定める。

附 則

この訓令は，令和3年4月14日から施行する。

別表第 1（第 3 条関係）

総務課長
財政課長
福祉課長
農政課長
建設課長
建築住宅課長
教育総務課長
支所長（1名）
議会事務局長

別表第 2（第 6 条関係）

【窓口サービス部会】	【執務環境部会】	【支所部会】
市民生活課	総務課	総務課
福祉課	財政課	財政課
健康増進課	ふるさと振興室	企画課
長寿介護課	まちづくり推進課	ふるさと振興室
税務課	会計課	まちづくり推進課
収納対策課	議会事務局	防災安全課
商工観光課	監査委員事務局	商工観光課
建築住宅課	選挙管理委員会事務局	耕地林務課
水道課	教育総務課	建設課
【アクセス環境部会】	学校教育課	水道課
建設課	社会教育課	農政課
都市計画課	保健体育課	茶業課
建築住宅課	文化財課	畜産課
水道課	知覧特攻平和会館	農業委員会事務局
商工観光課	学校給食センター	福祉課
企画課	【危機管理部会】	市民生活課
福祉課	防災安全課	健康増進課
長寿介護課	総務課	長寿介護課
	企画課	顛娃支所
	建設課	知覧支所
	福祉課	川辺支所
	建築住宅課	